

社團法人 同盟通信社 發行

## 衣料切符制に關する質疑應答

# 始



特252

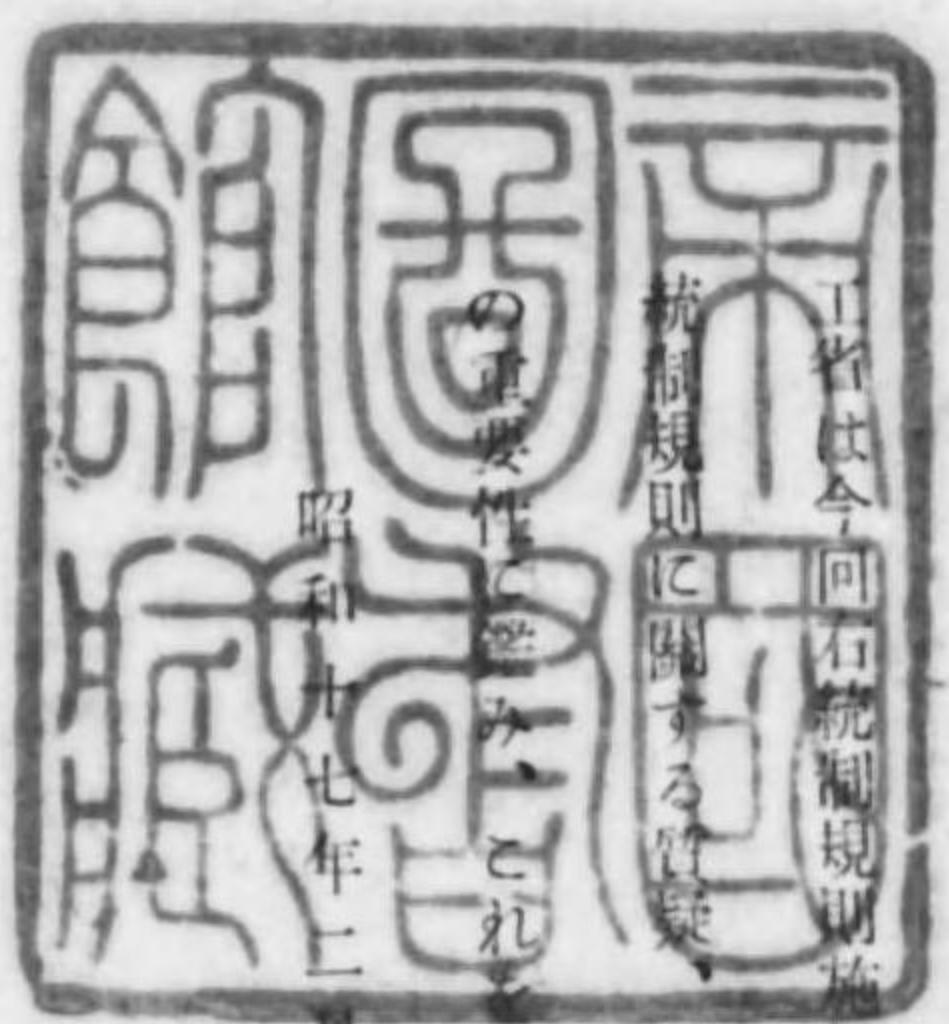
77

## 序

纖維製品の配給消費統制は二月一日より實施されたが、複雑かつ廣汎なる衣服類統制の内容を周知せしめるため商工省は今同右統制規則施行上の細目を從來通牒として指示して來たものも含めて新たに整理統一し、更に配給消費統制規則に関する質疑、應答をも取纏めて二月二十一日附纖維局長名を以て地方長官に示達したので本社は右内容の重要性を深み、これを印刷に附して御参考に供することとした



社團法人 同盟通信社



昭和十九年二月廿一日

## 目 次

- 一、纖維製品配給消費統制規則の細目説明.....
- 二、「第十一條の衣料品より除外するもの」.....
- 三、質疑・應答.....

### 附 錄

- 一、纖維製品配給消費統制規則.....

- 二、衣料切符制に關する次官通牒.....

- 三、衣料切符制に關する次官通牒.....

### 纖維製品配給消費統制規則施行ニ

關スル件(二月廿一日纖維局長通牒)

纖維製品配給消費統制規則ノ施行ニ關シテハ屢次及通牒置候處今回之等ノ通牒ヲ整理シ統一的ニ取扱フコトト致候條爾後本則ノ施行ニ關シテハ左記ニ依リ取扱相成度此段及通牒候也

尙本則施行ニ伴フ細目ノ疑義ノ取扱ニ關シ各方面ニ及回答置候點ハ之ヲ一括取扱メ「質疑、應答」「第十一條ノ衣料品ヨリ除外スルモノ」トシテ本通牒ニ添附致置候條右御含ミノ上措置相成度

#### 陸 軍 記

冬服、夏服、外套、マント、脚絆、國防色ワイシャツ  
軍用シャツ、國防色手袋、軍服用カラーカー、靴下、毛布

海 軍  
外套、冬服、夏服、雨衣、脚絆、作業服、ワイシャツ  
カラーカー、ネクタイ

出征者ニ限り  
敷布、毛布

寝衣、襦袢、袴下

(1) 軍ノ官衙、學校、部隊ニ於テ徵辨スルモノ、此ノ場合ハ

主計官ノ捺印アル注文傳票ヲ軍ヨリ發行ス

(2) 軍ノ酒保モ於テ營内販賣ヲ爲ス衣料品、此ノ場合部隊長

ノ證明スル品種數量ニ限り其ノ仕入レヲ認メシムルモノト

ス

(3) 規則第二條本文ニ於テ地方長官ハ左記ニ該當スル者

ヲ製造及小賣ヲ業トスル者トシテ指定スルコト(指定

ハ××組合組員等ノ形式ニテ可)足袋、洋服、婦人

子供服、作業服、布帛雜品等ノ製造業者ニシテ其ノ製

造シタル製品ヲ總ベテ店頭ニ於テ小賣ヲ爲スモノ

第二條ノ指定纖維製品中

### 一、纖維製品配給消費統制 規則の細目説明

- 一、規則ノ軍用品中ニハ左記ノモノヲ含ムコト
  - (1) 將校(準士官、候補生、從軍文官ヲ含ム)用軍裝品右軍裝品ハ借行社、軍人會館、水交社、海友社ノ四社ニ於テノミ貿易スコトニ相成り居リ市中ノ洋服屋等ニ於テ軍裝品ノ調製ヲ爲シ居ルハ之等四社ノ委託ニ依ル貿加工ナルヲ以テ右御含ミノ上措置相成度
  - 軍裝品トハ左記種類ニ付爲念申添候

(4) 布帛製品トハ織物ヲ原料又ハ材料トシテ裁縫加工ヲ施シタルモノニシテ織維製品ト認メラル、モノヲ謂フ、但シ左ノ製品ハ布帛製品トシテ取扱ハザルモノトスルコト

洋傘、地下足袋（布底ノモノヲ除ク）運動靴（布底ノモノヲ除ク）草履、フェルトスリッパ、花緒、玩具、人形、眼鏡指輪等ノケース類

(5) 織物ニ關シ石綿、硝子等ノ織維ノモノハ之ヲ含マザルコト

(6) 布帛製品中織維製品配給機構整備要綱別紙ニ掲ゲタル四種類ノ布帛製品ニ記載ナキ種類ノモノニシテ第十一條ノ衣料品ニ該當セザルモノハ當分ノ間製造業者ニ對シテハ第二條但書第五號ニ依リ販賣許可ヲ與ヘラレ度シ尙右ノ如キ布帛製品ニシテ卸賣業者ノ手持品ハ第九條第一項但書第四號ニ依リ販賣許可ヲ與フル様致サレタシ

### 三、同第二條但書第五號ノ許可ハ左ノ場合ニ限ルコト

- (1) 内地産ノ棉花、羊毛、麻類及雜纖維ノミヲ使用シタル織物ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ譲渡スルトキ但シ内地産ノ麻類及雜纖維ノミヲ使用シタル織物ハ產業組合又ハ同聯合會が其ノ共同設備ニ依リ製造シタルモノニ限ルコト
- (2) 試驗用織維製ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ譲渡スルトキ
- (3) 編織物タル漁網用布ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ

### 四、同第三條但書及第四條但書ノ規定ニ依リ地方長官ガ割當票ヲ發行スルハ左ノ場合ニ限ルコト

トレンジングクロース、潜水服用布、タイプライターリボン用布、白玉用布、コンバクト用ネル等第三次製品ニ使用セラルモノヲ之等ノ製造業者ニシテ全國又ハ數府縣ニ瓦ル團體ヲ組織セザルモノニ販賣スルトキ

### 五、同第六條ノ割當票ノ様式ハ從來採用ノモノヲ踏襲スルモ差ナキモ右様式ニ依リ改メテ承認申請ヲ爲スコト尙割當數量ノ限度ハ從來通リ其ノ都度當省ヨリ指示

### スルコト

六、同第七條第一項本文ニ於テ地方長官ハ左記ノ團體ヲ指定スルコト

日本百貨店組合（管内ニ百貨店ノ存スル府縣ノミ）

織維製品關係小賣商業組合（實績ノ範圍内ニ於テ單位購買組合ヲ指定スルコトトシ府縣聯ハ之ヲ指定セザルコト）

工場鐵山等ニ於ケル購買會ニシテ之ヲ利用スルニ非ザレバ織維製品ノ取扱實績アル產業組合法ニ依ル購買組合（實績ノ範圍内ニ於テ單位購買組合ヲ指定スルコトトシ府縣聯ハ之ヲ指定セザルコト）

紡行社、水交社、海友社、軍作業團ノ購買會

尙外賣、行商等ニ付テハ十人組等ヲ組織セシメ其ノ代表者ヲ所在ノ小賣商業組合ニ加入セシムル様取計ラウ外購買會ニシテ指定一泊レタルモノミ小賣商業組合ニ加入セシメ其ノ實績ノ限度ニ於テ製品ノ配給ヲ爲ス様取計ラウコト

七、道府縣織商聯ノ所有スル指定織維製品（今後入荷スベキモノヲ含ム）ハ規則第九條但書第四號ノ地方長官ノ許可ニヨリ其ノ所屬商業組合ニ譲渡セシムルコト但シ既ニ丁號會社設立セラレ充分準備ノ整ヒ居ル場合ハ道府縣織商聯ヨリ丁號會社ニ勿論譲渡セシメ差支ヘナキコト、此ノ場合道府縣織商聯ヨリ丁號會社ニ對スル販賣價格ハ既ニ告示セラレ或ハ近ク告示セラルベキ丁號

### 會社販賣價格トスルコト

規則第九條但書第四項ニ於テ地方長官ガ譲渡ノ許可ヲ與ヘタル場合ニ於テハ譲渡者ヲシテ必ズ譲渡先別、品種別譲渡數量ヲ譲受者所在ノ丁號會社ニ届ケシメルコト

八、規則第七條第一項但書、第八條但書、第九條第一項但書ノ許可ハ突發的災害ノ生ジタルガ如キ緊急事態ノ場合ノ外原則トシテ許可セザルモノナルモ丁號會社整備不完全ニシテ充分其ノ機能ヲ發揮シ得ザル事態ニ於テハ指定織維製品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者（別表甲號、乙號、丙號、又ハ丁號ニ掲ゲル者並ニ指定團體及之ヲ組織スル販賣業者ヲ除ク）ノ手持品ニシテ丁號會社整備完了迄之ガ保有不可能ナル事情アル場合不得已小賣商業組合及小賣商ニ譲渡セシムル場合ハ第九條第一項但書ニ依リ許可スルコト此ノ場合ハ必ズ期限ヲ附シ運クモ二月末日ヲ以テ打切ラシムルコト

九、同第十一條ノ衣料品ノ點數ハ一般消費者ニハ容易ニ判別シ難キヲ以テ小賣商ヲシテ各商品個々ニ夫々ノ點數ヲ一示セシムル等商品ノ點數ヲ明瞭ナラシムル方法ヲ講ゼシムルコト

十、同第十一條第一項但書ノ許可ハ公共團體等ニ於テ必

又ハ之ヲ漁網統制會社ニ譲渡スルトキ

(4) 特ニ商工大臣ヨリ指示アリタル場合ヲ除キ產業組合又ハ同聯合會が其ノ共同設備ニ依リ製造シタル織維製品ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ所屬組合若ハ所屬組合員ニ譲渡スルトキ

要トスル衣料品ニシテ事情已ムヲ得ズト認メラルル場合ニ限り與フルコト（公共團體等ニ於テ必要トスル衣料品ハ官公署及學校等ニ於テ宿直員ノ使用スル寢具類等ニシテ備品トシテ不特定人ニ使用セシムルモノヲ指ス）

**十一、** 同第十一條第一項但書ノ警察署長ノ證明書ハ左記ノ者ニ對シ發給スルコト尙證明書ノ様式ハ適宜ノモノニテ可ナルコト

(1) 昭和十七年一月二十日ヨリ一月三十一日ニ至ル小賣販賣不能期間ニ於テ特ニ緊急ニ衣料品ヲ必要ト認メラル者（例ヘバ災害ノ罹災者又ハ出產者等）

(2) 其ノ後ニ於テモ火災其ノ他ノ災害ニ依ル罹災者ニシテ緊急ニ衣料品ヲ必要ト認メラルモノ

**十二、** (1) 刑務所、少年院ニ於テ收容者ノ作業ニ用フル織維製品ニ付テハ所長又ハ院長ヨリ所轄地方長官ニ所要量ノ申出アルベキヲ以テ此ノ場合ハ適當數量ヲ譲渡スル様丁號會社ニ對シ許可相成度少年院ニ付テハ收容者ニ給付スル衣料品ニ付テモ同様ノ取扱相成度既決囚人中複範囚人ニハ衣料品ノ購入ヲ認ムル場合アリ又釋放サル囚人ハ特ニ準備ノ爲衣料品ヲ必要トスル場合アルニ付刑務所長ノ證明書添附ノ上販賣業者ヨリ販賣許可ノ申請アリ

リタル場合ハ第十一條第一項但書第七號ニ依リ許可ヲ與フルコト  
 司法保護團體ニ收容中ノ少年ニ對シテハ切符ヲ交付セザルコト、但シ保護團體ヨリ之等ノ少年ニ對スル衣料品購入ノ甲出アリタルトキハ販賣業者ニ對シ第十一條第一項但書第七號ニ依リ許可ヲ與フルコト  
 尚司法保護團體ニ收容中ノ大人ニ對シテハ衣料切符ヲ交付スルモノナルニ付市町村長ニ指示アリタシ

(2) 少年院又ハ司法保護團體ニ收容中ノ少年ニシテ退院又ハ退所スル際特ニ準備ノ爲衣料品ヲ必要トスル場合アルニ付少年院ニ於テハ少年院長ノ、司法保護團體ニ於テハ少年審判所長ノ證明書添附ノ上販賣業者ヨリ販賣許可ノ申請アリタル場合ハ第十一條第一項但書第七號ニ依リ許可ヲ與フルコト

**十三、** 工場、鑄造、銀行、會社等ニ於テ從來職員、工員ニ對シ作業服（特配ヲ受ケタルモノヲ除ク）、事務服、衛生服等ヲ支給（實費ヲ微スルモノト無料ノモノトアリ）シ居ル事例多キモ今般ハ之等ノ衣料品ハ衣料切符

ト引換ニ非ザレバ購入シ得ザルコトナルヲ以テ現在ノ手持ヲ無料ニテ配付スルモノヲ除キ手持ヲ有料ニテ配付スルトキハ職員又ハ工員ヨリ衣料切符ヨリ所定點數ノ小切符ヲ切取ル要アリ又新ニ購入スル場合ハ衣料切符ヲ纏メ購入先ニ提出スル必要アリ

**十四、** 警防團服ニ關シ市町村又ハ警防團ガ之ヲ調達スル場合ニ在リテハ衣料切符制ノ適用ヨリ除外スルコトトシ市町村又ハ警防團ニハ規則第十一條但書ノ許可ニ依リ所要量ノ配給ヲ受ケシメルコト

**十五、** 特別ニ配給セラル國民學校兒童服、學童用靴下、中等學校學生服及ビ大學專門學校學生服ニ關シ國民學校兒童服、學童用靴下ニハ丁號會社ヨリ、中等學校學生服ニハ地方長官又ハ丁號會社ヨリ、大學專門學校學生服ヲ必要トスルコト從來府縣總商聯ニ於テ發行シタル購入票ハ右購入票ト看做シ取扱フコト

**十六、** 規則第十二條ノ適用ニ關シテハ

一、晒木綿（晒巾）（二平方碼モノ及六平方碼モノ）

（印衣料切符ノ晒一〇尺ノ制限小切符ニ優先確保ノ上他ハ

一般ノ衣料切符ノ晒一〇尺ノ制限小切符ニ充當ノコトシ

六平方碼モノハ三人分一度ニ購入スル場合ニ充當スルコト

一、手拭タオル及足袋  
 一般衣料切符ノ當該制限小切符ニ充當ノコト  
 一、綿ネル（一・五碼モノ）  
 （印衣料切符ノ制限小切符ニ優先確保ノ上他ハ一般衣料切符ノ制限小切符ニ充當スルコト）

一、ガラ紡丸紗

印半纏及法被用（業務用衣料品購入票ニ依ラザル一般配給用）

**十七、** 帝國軍艦乘組ノ士官ニシテ家庭ニ於テ衣料切符ノ交付ヲ受ケザリシモノニ對シテハ所管鎮守府（橫須賀、吳、佐世保、舞鶴）ヨリ所在ノ市ニ對シ所要枚數ノ申出アルベキヲ以テ右枚數ヲ一括シテ該市ヨリ鎮守府ニ交付スル様取計相成度

**十八、** 衣料切符ノ交付ニ當リテハ重複交付ノ起ラザル様取計ラヒ疑ハシキ場合ハ一時交付ヲ差控ヘ置ク様官下市町村長ニ指令アリタシ殊ニ寄宿舍ニ居住セル學生及職工、地方ヨリノ一時的出稼人、旅藝人、木賃宿ノ居ルコト

住者等ニ付テハ繼續シテ居住シ居リシ者ナリヤ否ヤヲ

審査セシメ交付ニ過誤ナキヲ期セラレ度尙衣料切符ノ  
交付ハ現ニ居住セル市町村ニ於テ之ヲ爲スモノニシテ  
本籍地市町村ニ於テ交付スルモノニ非ザルヲ以テ右ノ  
點モ誤解ナキ様取計ラハレ度

十九、下士官ガ營外居住ヲ許サレタル場合ニハ歸還兵ト  
同一ニ取扱ヒ、居住地ノ別ニ從ヒ新ニ衣料切符一枚ヲ  
交付スルコト

二十、刑務所ニ於ケル未決拘禁者及豫防拘禁所ニ拘禁中  
ノ者ニシテ其ノ者ノ家庭ニ衣料切符ノ交付ナキ爲衣料  
品ノ調達ニ困難ヲ來セルモノアルトキハ當該所長ノ證  
明書添付ノ上本人ヨリ所管市町村長ニ對シ衣料切符ノ  
交付方ヲ申請スルコトニ相成居ルヲ以テ其ノ場合ニハ  
市町村長ヨリ普通切符ヲ交付スル様指示アリタシ

(2) 少年院ニ收容中ノ少年ニシテ退所後ニ於テ衣料切  
符ノ交付ヲ受ケントスル時少年院長ノ退院證明書ヲ添  
付ノ上同團體ノ世帶員トシテ衣料切符ノ申込ヲ爲シタル  
場合ハ隸組ヲ通ジ之ヲ交付スル様取計相成度

二十一、(1) 少年院ニ收容中ノ少年ニシテ退所後ニ於テ衣料切  
符ノ交付ヲ受ケントスル時少年院長ノ退院證明書ヲ添  
付ノ上同團體ノ世帶員トシテ衣料切符ノ申込ヲ爲シタル  
場合ハ隸組ヲ通ジ之ヲ交付スル様取計相成度

有效ノ分ハ一ヶ年間有效ナルコト衣料記符ニ記載セラ  
レ居ル通リナルニ一般消費者ニ於テハ此ノ點ヲ誤解シ  
三月一日以降有效ノ小切符ハ八月一日以後ハ無效ナリ  
ト解シ居ル向アルニ依リ適宜指導ヲ講ゼラレ度シ

二十四、同第十六條但書ノ市町村長ニ於テ衣料切符ヲ交  
付スル必要ナシト認ムル者トハ差當リ左ノ者トスル様

管下市町村長ニ指示スルコト

既決ノ囚人、感化院、矯正院、養老院又ハ孤兒院ニ收  
容中ノ者及兵營、學校、軍艦内等ニ居住スル下士官及  
兵其ノ他ノ者ニシテ交付ノ必要ナシト認メラルモノア  
ル場合ハ地方廳ニ於テ適宜措置スルコト

二十五、同第十六條ノ規定ニ基ク出生兒ニ交付スル衣料  
切符ニハ表紙左上部ニ~~印~~ノ不減印ヲ押捺ノ上交付セシ  
ムル様市町村長ニ指示スルコト

二十六、同第十七條ノ衣料切符交付標準ハ左記ノ通りニ  
付右ニ依リ市町村長ニ指示スルコト

(1) 婚約ノ整ヒタル女子

一枚以内(一枚ノミ制限小切符ヲ附シ他ハ切取ルコト)  
(2) 姉妹中ノ女子  
一枚以内(制限小切符ハキル、晒ノミヲ残シ他ハ切取  
取

六

(八) 合ハ隸組ヲ通ジ之ヲ交附スル様取計相成度

(九) 新ニ刑務所ヨリ釋放セラレタル者ニ付释放地ノ保護團體  
ヨリ刑務所長ノ出監證明書ヲ添附ノ上衣料切符ノ申込ヲ爲  
シタルトキハ本人ガ他ノ地區ニ歸任スル場合ニ於テモ之ヲ  
交付スル様取計相成度

二十二、日本海運協會及近海汽船協會加盟船舶乗組員ハ  
長期ニ瓦リ海上勤務ニ服シ居リ大部分ハ不在者トシテ  
其ノ家庭ニ於テハ衣料切符ノ交付ヲ受ケ得ザルヲ以テ  
之等ノ者ニ對シテハ日本海運報國團ニ於テ所要枚數ヲ  
取纏メ東京、横濱、神戶、若松、小樽、廣島ノ各市長  
ニ對シ交付方ヲ申請スルコトニ相成タルヲ以テ右御含  
ミノ上當該市長ニ對シ取計方指示相成度

(1) 司法保護團體ニ收容中ノ少年ニシテ退所後ニ於テ衣料切  
符ノ交付ヲ受ケントスル時少年院長ノ退院證明書ヲ添  
付ノ上同團體ノ世帶員トシテ衣料切符ノ申込ヲ爲シタル  
場合ハ隸組ヲ通ジ之ヲ交付スル様取計相成度

道府縣ニ於テ可然交付方措置相成度

(2) 外國ニ居住スル者ニシテ内地ヲ旅行スルモノ  
三十點以内(制限小切符ハタオル又ハ手拭一枚、足袋  
又ハ靴下二足ノミヲ残シ他ハ切取ルコト)

(3) 火災、水害ノ罹災者  
五枚以内(於テ實情ニ依リ交付ノコト)(他ハ切取ルコト)  
(4) 盜難ニ罹リタル者  
一枚以内(制限小切符ハ全部切取ルコト)

(5) 外國ニ居住スル者  
六十點以内(制限小切符ヲ切取ルコト)

(6) 特別ノ事情アル者トシテハ差當リ左ニ該當スル事情ニア  
ル者ノミトシ其ノ他ニ特別事情アリト認メラル者ノ生ジ  
タル場合ハ豫メ本省ニ打合セラハズコト  
(7) 大學專門學校等ノ卒業者ニシテ新ニ就職シタルモノガ  
勤務上必要ナル衣料品ノ調達ヲ爲スニ與ヘラレタル點數  
ノ範圍内ニテハ賄ヒ得ザル場合

(8) 外國ノ大使、公使、總領事  
二枚以内(制限小切符ハ切取ルコト)

(9) 以外ノ外國外交官  
一枚(制限小切符ハ切取ルコト)

從ツテ外國ノ外交官ハ大公使、總領事ハ合計三枚、其ノ  
他ノ外交官ハ二枚ノ衣料切符ヲ交付セラルコトトナル  
(二) 遺難船員 一枚以内(制限小切符ハ一枚ノミトシ他

ハ切取ルコト)

(イ) 法令等ニ依リ制服ノ着用ヲ必要トスル職業ニ新ニ就職シタル者ニシテ與ヘラレタル點數ノ範囲内ニテ所要ノ衣料品ヲ貯ヒ得ザル者

二枚以内

(但シ眞ニ不足ト認メラル點數ニ限リ制

(ハ) 戰地ヨリ歸還シタル軍人、陸海軍ニ於ケル學校ノ卒業者又ハ下士官ニシテ營外居住ヲ許サレタル者ニシテ從來

衣料ヲ軍ヨリ支給セラレ居リタル爲寢具、衣服等ヲ與ヘラレタル點數ノ範囲内ニ於テハ貯ヒ得ザル場合

交付スペキ枚數

一枚以内(限小切符ハ切取ルコト)

特ニ衣料切符ヲ交付スル際ニハ

(1) ノ場合ハ兩親、媒酌人又ハ相手方ノ婚約成立ノ證明書

(2) ノ場合ハ醫師又ハ産婆ノ妊娠五ヶ月以上ナル旨ノ證明書

(3) ノ場合ハ外國人ニハ第十八條ノ規定ニ依ル證明書、日本人ハ外國ニ居住セル旨ヲ明示スル何等カノ資料

(4) 及(5) ノ場合ハ罹災者ナル旨ノ市町村、警察署等ノ證明書

(6) ノ(4) ノ場合ハ卒業證明書及就職證明書

(7) ノ(2) ノ場合ハ所管海務局ノ證明書

(8) ノ(6) ノ場合ハ新規採用シタル旨ノ採用者ノ證明書

八

同(6) ノ場合ハ歸還軍人又ハ軍ノ學校卒業者タルコト等ヲ證スル書類ヲ提出セシムルコト尙婚約ノ成立セル女子ニ衣料切符ヲ交付シタルトキハ衣料切符交符簿ニ其ノ旨ヲ記入

セシメ一度交付済ノ女子ニ對シテハ再交付セザル様前居住地等ニ付調査ヲ爲サシムル等適宜ノ措置ヲ講ゼシムルコト

(9) 印衣料切符ニハ(印ノ下部ニ左記ノ不滅符號印ヲ押捺ノ上交付セシムル様市町村長ニ指示スルコト

(1) 婚約ノ整ヒタル女子ニ交付スルモノニハ(印ノ印

(2) 妊娠中ノ女子ニ交付スルモノニハ(印ノ印

(3) 外國ニ居住スル者ニシテ内地ヲ旅行スルモノニ交付スルモノニハ(印ノ印

(4) 火災、水害ノ罹災者ニ交付スルモノニハ(印ノ印

(5) (4) 業業野球團ニ對シユニホームヲ配給スル場合付スル場合ニ於ケル特別ノ事情ニ關シテハ其ノ發生時期方一月二十日以前ナル場合例ヘバ婚約ノ整ヒタル女子ニシテ婚約ハ整ヒタルモ二十日迄ニハ未ダ準備ノ完了セザル場合ノ如キ又火災、盜難等ノ罹災者ニシテ其ノ罹災ノ事實ガ未ダ繼續シ二十日迄ニ充分衣料品ノ調達ヲ爲シ得ザル場合ノ如キニ在リテハ尙特別ニ切符ヲ交付スペキモノナルニヨリ夫々具體的事情ヲ慎重考慮ノ上切符ヲ交付スルヤウ市町村長ニ指示スルコト

(6) 工場、鐵山、會社等ノ施設トシテ使用スルモノ(例ヘバ防空暗幕、カーテン生地等)又ハ其ノ備品トシテ不特定人ニ使用セシムルモノ、即チ宿直用又ハ寄宿舍ニ於テ勤労奉仕團、被徵用者若ハ新規採用者等ニ貨與スル防空服及學校等ノ教材ニシテ生徒ノ衣料品トシテ自家使用ニ充テ得ザルモノ(例ヘバ洋裁學校ノ部分縫用布ノ如キモノ)等ニ對シ發行スル場合

(7) 舍以上ノ如キ場合ニ於テモ一度限リノ措置ニテ完了スルガ如キ事例ハ成可ク公共團體ト同様ニ地方長官ニ於テ規則第十一條ノ許可ヲ與フル様致度

二十九、同第十九條ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ府縣令告示等ニ依リ定ムルコトトシ左ノ如キ規定ヲ定スコト  
(1) 衣料切符ノ交付手續

第十七條ノ衣料切符ノ交付標準

(2) 市町村ニ對シ一定ノ帳簿ヲ備ヘシメ衣料切符ノ交付及道

府縣ヨリノ受入ヲ記録セシムベキ規定(交付ニ付テハ其ノ理由ヲ明細ニ記セ入シムルコト)

(3) 市町村ノ交付事務ニ付道府縣係官ガ常ニ検査監督スル旨

ノ規定(交付事務ノ適正迅速ニ行ハレツツアリヤ否ヤヲ監

査シ殊ニ残存切符ノ枚數ト帳簿残ニ付現物ニ依リ照合ヲ怠

ラザルコト)

(5) 其ノ他地方長官ニ於テ必要ト認メタル事項

三十、同第二十條ノ業務用衣料品購入票ハ地方長官自ラ發行シ已ムラ得ザル場合ノ外ハ國體等ニ委託セザルコト團體ニ發行セシムル場合ハ成可ク市町村長、織維需給調整協議會支部等ヲ指定スルコト

業務用衣料品購入票ハ差當リ左ノ場合ニ發行スルコト

(1) 工場、鐵山、農山漁村ノ勞働者ニ對シ特別ニ勞働作業衣

手拭又ハ軍手ヲ配給スル場合

(2) 理容業者、旅館、ホテル、料理屋、病醫院等ニ對シ手拭

タオル、刈布、浴衣、敷布、蒲團側等ヲ配給スル場合

(3) 舞團、攝影所等ニ對シ衣裳ヲ配給スル場合

ハレ度シ

九

### 三十二、衣料品ニ非ザル製品例ヘバ玩具、家具其ノ他ノ

物品ニ使用スル纖維製品ニシテ規則第十一條第一項ノ  
衣料品ニ該當スルモノニ付テハ今般ハ特別ノ配給方法

ヲ購ゼザレバ入手シ得ザルヲ以テ之等ノ業者ニ對シテ

ハ至急團體ヲ結成セシメ其ノ實績ヲ調査シタル上貴府  
縣ニ配給セラレル纖維製品中ヨリ適當ニ査定シタル數

量ヲ割當テ業務用衣料品購入票ヲ發行シテ購入セシム

ル様取計ラフコト

### 三十三、同第二十五條ノ規定ニ關聯シ別表丁號ニ掲グル

モノニ對シ業種別、地域別、組合別等ニ依リ衣料品ノ  
販賣其ノ他賣渡ヲ爲ス者ノ口座ヲ設ケタル帳簿ヲ備付  
ケシメ之等ノ者ニ對スル衣料品ノ配給ハ其ノ送付ヲ受  
ケタル小切符ノ總點數ノ範圍内ニ之ヲ止ムル様取計ハ  
シムルコト

但シ季節等ノ關係ニ依リ一時的ニ需要增加ヲ豫想セラ  
ル場合ハ一定限度ノ貸越ヲ認ムルモ差支ナキコト

### 三十四、規則第十一條ノ許可ニ依リ販賣シタルモノニ付

テハ丁號會社ニ對スル報告義務ナキモ便宜第二十五條  
ノ規定ニ準ジ報告セシムル外新規商品ノ仕入ニ付テハ  
許可ニ依ル販賣數量ニ對シテモリンクセシムル様措置

セラレ度シ

### レヲ抑制スルコト

生地ノ儘消費者ニ販賣セラルモノモ第十一條但書第  
五號ニ依リ衣料切符ノ適用ヲ受ケザルモノトシテ取扱  
ハレ度シ、尙遺族ニ於テ生地ヲ買入レ經帷子等ヲ作ル  
風習アル地方ニ於テハ適當ナル商店ニ對シ之ニ必要ナ  
ル生地ノ適當量ヲ業務用衣料品購入票ニテ買入レ置カ  
シメ遺族ニ對シ販賣セシムル様取計ラウコト

### 三十八、中古衣類（古着、古洋服等ノ外再生品モ含ム）

ニ付テハ各府縣ニ至急商業組合ヲ設立セシメ之ガ仕入  
及販賣ニ付組合ニ登録セシムル等ノ方法ニ依リ統制ヲ  
取ラシメ且業者ガ中古衣料品販賣ノ際引換ヘタル小切  
符等ハ右組合ニテ取纏メ之ヲ丁號會社ニ送付セシムル  
様措置スルコト

尙中古衣類ノ販賣業者ニハ所謂古着屋ノ外古物商モ含  
マレ居ルヲ以テ組合結成ニ當リテハ有資格者ニ付尤分  
審查スルト共ニ役員ノ選任等ニ付テモ業界全般ヲ見テ  
公正ニ措置相成度商業組合ノ既ニ設立セラレ居ル場合  
モ右ノ實情ニ依リ未加入者ノ加入促進、組合陣容ノ建  
直シ等ヲ行ヒ公正ナル運營ヲ爲サシムル様取計相成度  
尙將來之等ノ業者ガ中古衣類ノ仕入レヲ爲ス場合ハ其  
ノ引換ヘタル小切符ノ總點數ノ範圍内ニ留メシムル様  
組合ニ於テ統制ヲ圖ラシメ思惑等ニ依ル不當ナル仕入

三十五、同第三十二條ノ規定ニ依リ別表丁號ニ掲グル  
ヨリ報告書ノ提出アリタルトキハ遲滯ナク其ノ寫ヲ商  
工大臣ニ送付スルコト

三十六、布帛製品ニ付テハ所謂製造卸業者トシテ下請業  
者ニ製品ノ貨製造ヲ爲サシムル外他ヨリモ製品ノ仕入  
レヲ爲シ之等ノ製品ヲ一括シテ卸販賣ヲ爲シ居ル者多  
數有之製造業者ナリヤ販賣業者ナリヤノ判別困難ナル  
事情ニ有之ヲ以テ如斯業者ノ手持品ニ對シテハ規則第  
九條ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者トシテ同條ニ依リ  
特定機關ノ指示又ハ地方長官ノ許可ニ依リ處理相成様  
致度

三十七、葬祭用具布（經帷子、祭壇用布、骨袋等ニ用フ  
ルモノ）ニ付テハ從來之等ノ葬祭用具ヲ製造シ居リタ  
ル實績ヲ有スル者ニ對シ業務用衣料品購入票ヲ發行シ  
生地ヲ購入セシメ其ノ製品ニ對シテハ規則第二條第五  
號ニ依リ許可ヲ與ヘ販賣セシムル様取計ラウコト

生地ノ儘葬祭用具トシテ使用スルモノニ付テハ生地ノ  
購入實績アル者ニ對シ業務用衣料品購入票ヲ發行シ之  
ガ入手方ヲ計ラシムルコト  
之等ノ葬祭用具中經帷子、骨袋等ノ製品トナリ居ルモ  
ノハ規則第十一條ノ衣料品ニハ含マレザルモノトシ又

レヲ抑制スルコト

質屋、貸衣裳屋等ニシテ古着商ヲ兼ヌル者ハ總ベテ之  
ヲ右商業組合ニ加入セシメ組合ノ統制ニ從ハシムルト  
共ニ之等ノ者ヨリ賣却セラル中古衣類ハ質屋組合等  
ノ統制ノ下ニ原則トシテ右商業組合員ニ販賣セシムル  
様指導セラレタシ、（市町村營ノ公益質屋ガ其ノ流失  
物ヲ消費者ニ販賣スル場合ハ勿論衣料切符ヲ必要トス  
ルモノナルヲ以テ成可ク流質物ニ付テハ一般ノ質屋ト  
同様ニ處分セシメラレ度ク法規等ノ關係ヨリ已ムヲ得  
ズ消費者ニ販賣シタル場合ニ引換ヘタル小切符ハ之ヲ  
丁號會社ニ送付セシメラレ度シ）  
追而中古衣類ノ道府縣内ニ於ケル統制ハ道府縣商業組  
合ニ於テ之ヲ行ヒ道府縣相互間ノ統制ハ全日本中古衣  
類商業組合聯合會ヲシテ之ヲ行ハシムル豫定ニ付爲  
念

三十九、規則第八條ト同第十一條但書第二號トノ關係ニ  
於テ規則第八條ノ規定ニ依レバ小賣商間ノ取引ハ禁止  
セラレ居ルモ第十一條但書第二號ノ規定ニ於テハ之ヲ  
許容スルモノト解セラレルヲ以テ兩者矛盾スルモノニ  
非ズヤトノ解釋上ノ疑義アルモ第十一條但書第二號ノ  
規定ハ單ニ業者間ノ取引ニ於テハ切符ヲ必要トセザル

旨ヲ規定スルモノニシテ配給經路即チ取引ノ能、不能ヲ規定スルモノニ非ズ取引ノ能、不能ノ配給ノ經路ヲ規定スル第八條ニ依リ決セラルベキモノニシテ第八條ハ小賣商間ノ取引ヲ禁止スルモノナリ、從ツテ第十一

條但書第二號ハ衣料品ニシテ同時ニ指定纖維製品タルモノハ丙→丁→小賣商組→小賣商等ノ織ノ業者間ニ於テ取引スル場合或ハ第八條但書ノ規定ニ基キ取引スル場合ニ於テ切符ヲ要セザル旨ヲ規定セルモノナリ

**四十一、規則第十一條規定ニ依レバ小賣業者ガ衣料品ヲ無償譲渡（贈與）スル場合ニハ衣料切符ヲ要セザルコトトナルモ斯カル場合ニ規則第二十四條トノ關係ニ於テ小賣業者ガ贈與スル分ニ付テ自己ノ衣料切符ヨリ小切符ヲ截リ取ル必要アリヤ否ヤノ疑義アルモ、製造業者ノ場合トノ均衡上衣料切符ヨリ小切符ヲ截リ取ル必要アリト解スルヲ妥當ト認メラルルヲ以テ右ニ解釋ノ統一ヲ圖ラレ度シ**

**四十二、官廳用品ハ原則トシテ二府縣以上ノ區域ヲ管轄スル官廳ノ場合ニ在リテハ商工大臣ノ許可ニ依リ中央ノ配給機關ヨリ、一府縣内ヲ管轄スル官廳ノ場合ニ在リテハ當該地方長官ノ許可ニ依リ丁號會社又ハ小賣商ヨリ購入セシムル方針ナルヲ以テ右ニ依リ措置相成度**

- 17、腕章、鉢巻、肘カバー
- 18、慰問袋
- 19、毛皮チヨヅキ
- 20、帽子類、頭巾、帽子カバー
- 21、栓ニ貼付タル紹刺布
- 22、布帛製玩具類
- 23、製鐵工場等ニ於テ使用スル布製特殊手袋
- 24、撮革布
- 25、釣糸用糸、漁糸（縫糸ニ用ヒ得ザルモノ）
- 26、運動靴、地下足袋
- 27、帶、帶枕、百合袴、和服カラー、セルロイド製カラー
- 28、布帛製袋物
- 29、重掛
- 30、バフ
- 31、レンズクリーナー
- 32、繩帶、ガーゼ
- 33、相撲用襷、化粧廻シ
- 34、疊縫
- 35、襷
- 36、襟カバー
- 37、繩、旗
- 38、月経帶
- 39、マスク、眼帶

## 答問

### 織物の範囲

- 1、織物の織別種類は毛を重要割合に於て一割以上含むものは毛織物とし其の他の織物に付ては昭和十三年四月十二日附一三工第二六四七號次官通牒に依ること
- 2、カゼイン織維はステープルファイバーとして取扱ひ從てカゼイン織維織物はステープルファイバー織物として取扱ふ
- 3、エムブロイダリース生地は織物とす
- 4、幅五吋未満の織物は本規則の織物より除外す
- 5、合成纖維織物、グラスファイバー織物、ロウクウール織物及石綿織物は本規則の織物より除外す
- 6、絨氈としてのみ用ひらること明瞭なる織物は本規則の織物より除外す
- 7、片面ゴム引布及二枚の布をゴム等にて貼合せた

## 二、第十一條ノ衣料品ヨリ除外ノモノ

- 1、蒲團袋
- 2、蚊帳
- 3、袱紗、茶袱紗
- 4、クツシヨン、敷物
- 5、カーテン、防空暗幕、テープル掛、日除
- 6、洋傘類
- 7、編綿、衛生綿
- 8、編レース生地
- 9、テーブ、リボン、リ、アン、紐類、バイヤステープ
- 10、枕、空氣枕、枕カバー
- 11、花緒
- 12、ガーター、ズボン吊、乳バンド、コルセツト、腕綿サツボー、ターバンド等
- 13、ヘヤーネット、ナイトキャップ
- 14、子守バンド、おしめカバー、おぶい紐
- 15、布バンド、柔道帶
- 16、花嫁用角カクシ、手柄、頭髪用鹿ノ子

## 三、質疑應答



四、表地又は表地及裏地附屬地等の提供を受け衣料品の仕立販賣を爲す場合に於て裏地附屬地等を全然使用せざるときは衣料小切符を使用せず

**絨毛地を尺賣する場合**

主として絨毛に用ひらるるもの其の他にも使用せらるる生地の場合は其の切賣の長に應じ所要の衣料小切符の引換を要するも絨毛としてのみ用ひらること明瞭なる生地は本規則の織物より除外することとなり居るを以て此の場合は衣料小切符の引換を要せず

**真綿チヨツキは衣料品なりや**

真綿チヨツキは第二條の指定纖維製品の布帛製品には該當せざるも第十一條の衣料品に列舉せられたる製品は其の生地等に付別段限定せられ居らざるを以て真綿チヨツキは普通のチヨツキと同様衣料品なり尚真綿チヨツキの衣料品に付注意すべきは真綿チヨツキは純綢製品なるも商工省令「絹織物等表示に關する件」の絹製品に非ざるを以てチヨツキの點數の四分の一の點數とならざることなり

**縫糸の衣料品點數の計算方法**

縫糸は一〇匁迄一點にして絹縫糸の場合は其の點數の四分の一の點數となり居るも其の採點方法は一〇

**答**

小幅織物尺賣の場合は一尺一點の割合を以て計算したる點數とし純綢織物の場合は其の點數の四分の一の點數とす、此の場合の計算方法は初めに一點を四分の一とすることなく販賣したる長に相當する點數の四分の一とする從て小幅純綢織物一〇尺の點數は三點となる尚廣幅純綢織物を尺賣する場合も右と同様の計算方法に依り採點す

**ゴム引布を以て製造したるレインコート、雨合羽、前掛、エプロン、延掛、モジリ等は衣料品なりや**

兩面ゴム引布を以て製造したる製品は衣料品として取扱はざるも片面ゴム引布、及二枚の布をゴムにて貼合せたるものをして製造したる製品にして衣料品に指定せられ居る製品は總て衣料品として取扱ふ但し水産用其他労働用のゴム引布製雨合羽は衣料品として取扱はず

**製鐵工場に於て使用する手袋、前掛は衣料品なりや  
経帷子は衣料品なりや**

普通の経帷子は衣料品として取扱はざるも着物と同

**小幅織物一反四丈物の衣料品の點數**

鯨尺三丈三尺迄の小幅物一反の點數は二四點にして三丈三尺を超ゆる場合は超ゆる部分に付鯨尺一尺一點の割合を以て計算したる點數を加算す

從て一反四丈物の點數は三一點となり純綢織物の四丈物の點數は其の四分の一の八點となる尚小幅織物の六丈物の場合に於ては右の如き採點方法を爲さず之を二反として四八點とし純綢織物の場合は其の四分の一即一二點とす

又鯨尺二丈四尺以下の小幅物一反の場合は之を一反として取扱はず尺賣の場合と同様の取扱ひを爲す

**小幅純綢織物一〇尺販賣する場合の點數**

鯨尺三丈三尺迄の小幅物一反の點數は二四點にして三丈三尺を超ゆる場合は超ゆる部分に付鯨尺一尺一點の割合を以て計算したる點數を加算す

從て一反四丈物の點數は三一點となり純綢織物の四丈物の點數は其の四分の一の八點となる尚小幅織物の六丈物の場合に於ては右の如き採點方法を爲さず之を二反として四八點とし純綢織物の場合は其の四分の一即一二點とす

又鯨尺二丈四尺以下の小幅物一反の場合は之を一反として取扱はず尺賣の場合と同様の取扱ひを爲す

**問**

**千人針は腹巻として取扱ふも差支なきや**

(1)千人針用布(兩端を縫ひたるものと含む)は其の長に依り點數を計算す

(2)ロ腹巻状(紐付)のものは腹巻とし六點

**和式水練着は何れの品目に属すべきや**

肌着及身廻用品類の肌襦袢として取扱ひ八點

**子供メリヤススースは如何に取扱ふものなりや**

上下揃のものに限り洋服類の子供服として取扱ひ二點とし上下個々に販賣する場合は上衣はジャケツトとして一〇點ズボンはレギンスとして五點とす

**子供パンツ・スカート(七~八歳向のものを含む)  
は子供服に含まるか**

洋服類の學童服のズボン又はスカートと同様に取扱



- 原則として丁號會社に販賣することとし事情に依りては小賣商に販賣するも差支なし**
- 學校、試驗所、研究所等に於ける試作品の處置**
- 原則として丁號會社又は關係小賣商業組合に譲渡せしむることと尙職員に對し販賣する場合に於ては衣料小切符（制限小切符を必要とする衣料品にありては衣料小切符と制限小切符）との引換のこと
- 下士官にして營外居住を許された者に對する衣料切符の交付如何**
- 市町村長は普通の衣料切符を交付する外國の衣料切符一枚を交付することを得
- 洋服商間の業務用縫糸の配給方法**
- 洋服商業組合が丁號會社より縫糸の配給を受け自治的に組合員に對し割當配給をなす
- 小賣商間の衣料品の貿易如何**
- 第二條の指定纖維製品に該當する製品は貿易不可なるも該當せざる製品の貿易は自由なり
- 慰問品を購入する場合は衣料切符を要せざるや**
- 公共團體等に於て一括購入するものに付ては地方長官の許可に依ることとして般には除外なし
- 洋服、ワイヤン等の修繕業者の修繕用布の配給方**
- 洋服、ワイヤン等の修繕業者は店頭製造販賣業者と同様に取扱ひ關係商業組合に加入せしめ丁號會社より組合を通じ生地の配給を受けしむること
- 業務用衣料品購入票により購入せる生地等を其の儘販賣し差支なきや**
- 業務用衣料品購入票により購入したる生地等を其の目的以外に使用し又は販賣することを得ず
- 古布等を以て製造せる衣料品の取扱如何**
- 中古品として取扱ひ之を販賣する場合は衣料切符を要す
- 寄宿舎に起居する者と實家との衣料切符の融通如何**
- 同一世帯に非ざるを以て衣料切符の融通不可
- 七、八歳迄の衣料品の寸法如何**
- 大體に於て常識的判断に依ることとし足袋は八文、靴下は一七纏以下とす
- 出征將校に自家より衣料品を送附する場合**
- 家族の衣料切符より購入すること但軍用品を購入する場合は此の限に非らず
- 滿洲等へ移民するに際し必要な衣料品を調達する場合特別に衣料切符を交付せらるるや**
- 平方尺一點により衣料切符を要す
- 制限小切符に記載の數量以下の數量を販賣する場合**
- 制限小切符に記載の數量を販賣する場合と同様に制限小切符の引換を要す
- 工場、會社等が職員に對し作業衣事務服を支給する場合**
- 工場、會社が現在の手持を支給する場合に於ては衣料切符を要せざるも有償にて賣渡す場合は衣料切符の引換を要す尙今後工場、會社等が職員に支給する衣料品を購入する場合は職員各自の衣料切符を以て購入すること
- 衣料品を返却せる場合**
- 切符の返却は認めず
- 軍手は衣料切符を要せざるや**
- 軍手を特に配給する場合は業務用衣料切符購入票を發行し之と引換へに軍手を販賣することとし右以外の場合は勿論衣料小切符と引換へに非ざれば軍手を販賣することを得ず
- 襟芯、帶芯等は衣料品なりや**
- 襟芯、帶芯の切賣りと同様に取扱ひ其の面積換算（鯨尺一腹卷として取扱ふ
- 運動シャツ、運動パンツの範囲**
- 主として運動用のみに使用するものを謂ひ一般的にも使用せらるるものは運動用シャツ運動用パンツとして取扱はず
- 岩田帶の取扱如何**
- 岩田帶として取扱ふ
- 織物の切賣りと同様に取扱ひ其の面積換算（鯨尺一腹卷として取扱ふ**

問 衣料品の交換會の場合衣料切符を要するや

答 婦人團體等に於て不要品を交換する場合は衣料切符を要せざるも業者の仲介に依り又は古着屋等に於て衣料品を交換する場合は衣料切符を要す

問 織物と編レース又は手エレースとを以て製造したる

製品例へばテープルクロースの如きものは布帛製品なりや

算 製品の織物の部分の面積が其の總面積の五割以上の場合は布帛製品とし五割未満の場合はレース製品とす

附 錄

一、織維製品配給消費統制規則

(昭和十七年一月二十日)

第一條 物資統制令ニ依ル織維製品ノ配給、使用及消費ノ統制ニ付テハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 商工大臣ノ指定スル織維製品(以下指定織維製品ト稱ス)ノ製造ヲ業トスル者(別表甲號、乙號、丙號又ハ丁號ニ掲タル者茲ニ指定織維製品ノ製造及小賣ヲ業トスル者トシテ地方長官ノ指定スルモノヲ除ク)ハ其ノ製造シタル指定織維

製品ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用(染、晒其ノ他ノ加工ヲ除ク)シ又ハ之ヲ別表甲號若ハ乙號ニ掲タル者以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一二該當スル指定織維製品ヲ譲渡スルトキ

ハ 輸出品(關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スルモノヲ除ク)

第十一條ノ場合ヲ除クノ外以下同ジ)

二 別表甲號又ハ乙號ニ掲タル者ノ指示ニ基キ他ノ物品ノ原

料又ハ材料ニ使用スルトキ

三 左ノ各號ハ一二該當スル指定織維製品ヲ譲渡スルトキ

イ 御料品

ロ 軍用品

ハ 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ

四 織維製品製造制限規則第二條ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指

定スル者ニ譲渡スルトキ

五 特別ノ事情ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

第三條 別表甲號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ前條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ別表丙號ニ掲タル者以外ノ者ニ譲渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 割當票ハ地方長官又ハ織維需給調整協議會之ヲ發行ス

地方長官又ハ織維需給調整協議會ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ前項ノ割當票ヲ發行スベシ

第七條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第八條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第九條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十一條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十二條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十三條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十四條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十五條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十六條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十七條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十八條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第十九條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第二十條 別表丁號ニ掲タル者ハ其ノ製造シ又ハ第四條若ハ第九條ノ規定ニ依リ譲受ケタル指定織維製品ヲ之ヲ取扱フ團體ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第一 左ノ各號ノ一二該當スル指定織維製品ヲ譲渡スルトキ  
イ 御料品  
ロ 軍用品  
ハ 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ

第二 割當票ト引換ヘニ譲渡スルトキ  
三 第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ譲渡スルトキ  
四 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ  
第五條 割當票ノ交付ヲ受ケタル者ハ割當票ト引換フルニ非ザ  
レバ指定織維製品ヲ譲受クルコトヲ得ズ

第一 左ノ各號ノ一二該當スル指定織維製品ヲ譲渡スルトキ  
イ 御料品  
ロ 軍用品  
ハ 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ

第二 割當票ト引換ヘニ譲渡スルトキ  
三 第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ譲渡スルトキ  
四 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ  
第五條 割當票ノ交付ヲ受ケタル者ハ割當票ト引換フルニ非ザ  
レバ指定織維製品ヲ譲受クルコトヲ得ズ

場合、第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡スル指定纖維製品ヲ讓受クル場合及特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 指定纖維製品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者（別表甲號、乙號、丙號又ハ丁號ニ掲タル者茲ニ指定團體及之ヲ組織スル販賣業者ヲ除ク）ハ別表乙號、丙號又ハ丁號ニ掲タル者ニ讓渡スル場合及別表乙號、丙號又ハ丁號ニ掲タル者ノ指示ニ從ヒ讓渡スル場合ヲ除クノ外其ノ指定纖維製品ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲ゲル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一二該當スル指定纖維製品ヲ讓渡スルトキイ  
ロ 御料品  
軍用品  
ハ 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ  
ニ 刨當票ト切換ヘニ讓渡アリタルモノ

ホ 第二條但書第五號、第三條但書第五號又ハ第四條但書第四號ノ規定ニ依リ讓渡アリタルモノ

ヘ 製品ステーブルファイバー等混用規則第一條但書、ヲ受ケ製造シタルモノ

二 左ニ掲タル命令ノ適用ヲ受タル指定纖維製品ヲ當該命令ニ基キ讓渡スルトキ又ハ其ノ讓渡アリタル指定纖維製品ヲ讓渡スルトキ

毛製品ステーブルファイバー等混用規則  
總製品ノ販賣制限ニ關スル件

昭和十三年商工省令第六十二號  
纖維製品製造制限規則  
輸出人造綿製品配給統制規則  
奢侈品等製造販賣制限規則

第十條 前條第一項ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル同者ハ條項ノ規定ニ基キ讓渡スル指定纖維製品ヲ讓受タル場合ヲ除クノ外同條同項ノ販賣其他賣渡ヲ業トスル者ヨリ指定纖維製品ヲ讓受タルコトヲ得ズ

第十一條 商工大臣ノ指定スル纖維製品（中古品ヲ含ム以下衣料品ト稱ス）ノ製造、加工又ハ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ハ賣渡サントスル衣料品ニ付商工大臣ノ指定スル點數ニ相當スル小切符（有效期間内ノモノニ限ル）ヲ買受人ニ屬スル衣料切符ヨリ截取り之ト引換フルニ非ザレバ當該衣料品ヲ賣渡

料品ニ付商工大臣ノ指定スル點數ニ相當スル小切符（有效期間内ノモノニ限ル）ヲ截取り之ト引換ヘニ當該衣料品ヲ賣渡ス

衣料品ノ製造、加工又ハ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ガ注文者ヨリ衣料品ノ提供ヲ受ケ之ト自己ノ所有ニ屬スル衣料品ト使用シテ衣料品ヲ製造シ之ヲ注文者ニ引渡ス場合ニ於テハ前項ノ適用ニ付テハ當該衣料品ノ引渡ハ之ヲ當該衣料品ノ製造ニ使用シタル自己ノ所有ニ屬スル衣料品（縫綫ヲ除ク）ノ賣渡ト看做ス

第十二條 前條ノ規定ニ依リ小切符ト引換ヘ衣料品ヲ賣渡ス場合ニ於テ當該衣料品ガ商工大臣ノ指定スルモノナルトキハ衣料品ノ製造、加工又ハ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ハ同條ニ定ムル小切符ノ外當該衣料品ノ種類及數量ニ相當スル制限小切符（有效期間内ノモノニ限ル）ヲ衣料切符ヨリ截取り之ト引換フルニ非ザレバ當該衣料品ヲ賣渡スコトヲ得ズ

第十三條 衣料切符ハ商工大臣之ヲ發行シ市町村長（之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同ジ）之ヲ交付ス

衣料切符ハ甲種及乙種ノ二種トシ別記様式ニ依ル

第十四條 小切符ニシテ衣料品ノ種類及數量ノ記載ナキモノハ商工大臣ニ於テ其ノ有效期間ヲ指定シタル場合ニ限り其ノ期間内有效トス  
制限小切符ニシテ衣料品ノ種類及數量ノ記載ナキモノニ在リ  
ラ  
九 世帯ヲ同ジクスル家族ニ屬スル衣料切符ヲ使用シ又ハ他人ノ委託ヲ受ケ其ノ者ニ屬スル衣料切符ヲ使用シテ衣料品ヲ買受ケンタル者ニ其ノ衣料切符ヨリ賣渡サントスル衣渡ストキ

六 第三十條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ賣渡ストキ  
七 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトギ  
八 引換ヘニ之ニ記載シタル種類及數量ニ相當スル衣料品ヲ賣渡ストキ

九 世帯ヲ同ジクスル家族ニ屬スル衣料切符ヲ使用シ又ハ他人ノ委託ヲ受ケ其ノ者ニ屬スル衣料切符ヲ使用シテ衣料品ヲ買受ケンタル者ニ其ノ衣料切符ヨリ賣渡サントスル衣

毛製品ステーブルファイバー等混用規則  
總製品ノ販賣制限ニ關スル件  
昭和十三年商工省令第六十二號  
纖維製品製造制限規則  
輸出人造綿製品配給統制規則  
奢侈品等製造販賣制限規則  
第十條 前條第一項ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル同者ハ條項ノ規定ニ基キ讓渡スル指定纖維製品ヲ讓受タル場合ヲ除クノ外同條同項ノ規定ニ基キ讓渡スル指定期製品ヲ讓受タル場合ヲ除クノ外同條同項ノ販賣其他賣渡ヲ業トスル者ヨリ指定纖維製品ヲ讓受タルコトヲ得ズ  
第十一條 商工大臣ノ指定スル纖維製品（中古品ヲ含ム以下衣料品ト稱ス）ノ製造、加工又ハ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ハ賣渡サントスル衣料品ニ付商工大臣ノ指定スル點數ニ相當スル小切符（有效期間内ノモノニ限ル）ヲ買受人ニ屬スル衣料切符ヨリ截取り之ト引換フルニ非ザレバ當該衣料品ヲ賣渡

テハ其ノ衣料品ノ種類及數量ハ商工大臣ノ指定スル種類及數量トス

第十五條 乙種ノ衣料切符ハ商工大臣ノ指定スル地域ニ居住スル者ニ、甲種ノ衣料切符ハ其ノ他ノ地域ニ居住スル者ニ之ヲ交付ス

第十六條 市町村長ハ市町村（之ニ準ズベキモノヲ含ム以下同じ）ノ区域内ニ居住スル者各請人ニ對シ衣料切符一枚ヲ交付スベシ但シ既決ノ請人其ノ他市町村長ニ於テ其ノ必要ナシト認ムル者ニ對シテハ之ヲ交付セザルコトヲ得

第十七條 市町村長ハ前條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ一一該當スル者ニ對シ其ノ申請ニ依リ衣料切符ヲ交付スルコトヲ得一婚約ノ整ヒタル女子

二姫嬢中ノ女子

三外國ニ居住スル者ニシテ内地ヲ旅行スルモノ

四火災、盜難其ノ他ノ災禍ニ依リ衣料品ヲ滅失又ハ毀損シタル者

五其他特別ノ事情アル者

市町村長前項ノ規定ニ依リ衣料切符ヲ交付スル場合ニ於テハ其ノ必要ト認ムル衣料品ノ數量ヲ超ユル數量ニ相當スル小切符又ハ制限小切符ハ之ヲ截取リテ衣料切符ヲ交付スベシ

第十八條 前條第一項第三號ニ該當スル外國人衣料切符ノ交付ヲ申請セントスルトキハ自國ノ政府（本邦ニ派遣セラレタル

大使、公使、總領事及領事ヲ含ム）ノ發給スル證明書ヲ市町長ニ提示スベシ市町村長前項ニ掲タル者ニ對シ衣料切符ヲ交付シタルトキハ前項ノ證明書ニ其ノ旨ヲ記入スベシ

第十九條 本則ニ定ムルモノノ外衣料切符ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第二十條 業務用衣料品購入票ハ地方長官又ハ其ノ指定スル者若ハ團體之ヲ發行シ業務上衣料品ヲ必要トスル者又ハ其ノ組織スル團體ニ交付ス

地方長官ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ業務用衣料品購入票ヲ發行シ又ハ前項ノ規定ニ依リ指定スル者若ハ團體ヲシテ發行セシムベシ

前項ノ者又ハ團體ハ地方長官ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ業務用衣料品購入票ヲ發行スベシ

第二十一條 本則ノ施行ニ關シ市町村長ノ行フ事務ニ關スル費用ハ市町村ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第二十二條 制當票、衣料切符、截取りタル小切符及制限小切符竝ニ業務用衣料品購入票ハ之ヲ他人ニ譲渡シ又ハ他人ヨリ譲受タルコトヲ得ズ

第二十三條 小切符、制限小切符又ハ業務用衣料品購入票ト引換ヘニ衣料品ヲ賣渡シタル者ハ當該小切符、制限小切符又ハ業務用衣料品購入票ニ引換後過滞ナク消印ヲ押捺スベシ

第二十六條 衣料品ノ販賣其ノ他譲渡ヲ業トスル者ハ小切符、制限小切符又ハ業務用衣料品購入票ト引換ヘニ衣料品ノ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十七條 第十一條但書第八號ノ證明書ハ第二十三條及前二條ノ適用ニ付テハ之ヲ小切符ト看做ス

第二十八條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二條乃至第五條第七條乃至第十二條、第二十二條又ハ第二十四條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ヲ免ル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十九條 商工大臣ハ別表甲號、乙號、丙號、又ハ丁號ニ掲タル者ニ對シ指定纖維製品ノ種類、數量、期間、方法其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ指定纖維製品ノ保有ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第二十四條 衣料品又ハ衣料品ヲ原料若ハ材料トスル物品ノ製造又ハ加工ヲ業トスル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル衣料切符ヨリ使用セントスル衣料品ノ點數ニ相當スル小切符（有效期間内ノモノニ限ル）ヲ截取り之ニ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ其ノ他賣渡ヲ業トスル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル衣料切符ヨリ使用セントスル衣料品ノ點數ニ相當スル小切符（有效期間内ノモノニ限ル）ヲ截取り之ニ消印ヲ押捺スルニ非ザレバ其ノ他賣渡ヲ業トスル者ハ其ノ交付ヲ受ケタル衣料品ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十五條 前二條ニ掲タル者ハ毎月十日迄ニ其ノ前月中ニ前二條ノ規定ニ依リ消印ヲ押捺シタル小切符、制限小切符及業務用衣料品購入票ヲ取扱メ此等ト引換ヘ賣渡シ又ハ此等ニ消

印ヲ押捺シテ使用シタル衣料品ノ品名、數量及價額ヲ記載シタル書面ヲ添へ之ヲ其ノ組織スル指定團體又ハ別表丁號ニ掲タル者ニ送付スベシ

指定團體ハ毎月二十日迄ニ前項ノ規定ニ依リ送付ヲ受ケタル前月分ノ小切符、制限小切符及業務用衣料品購入票竝ニ書面ヲ取扱メ之ヲ別表丁號ニ掲タル者ニ送付スベシ

第二十六條 衣料品ノ販賣其ノ他譲渡ヲ業トスル者ハ小切符、制限小切符又ハ業務用衣料品購入票ト引換ヘニ衣料品ノ買受ノ申込アリタルトキハ正當ノ事由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第二十七條 第十一條但書第八號ノ證明書ハ第二十三條及前二條ノ規定ニ依リ消印ヲ押捺シタル小切符、制限小切符及業務用衣料品購入票ヲ取扱メ此等ト引換ヘ賣渡シ又ハ此等ニ消

印ヲ押捺シテ使用シタル衣料品ノ品名、數量及價額ヲ記載シタル書面ヲ添へ之ヲ其ノ組織スル指定團體又ハ別表丁號ニ掲タル者ニ送付スベシ

第二十八條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第二條乃至第五條第七條乃至第十二條、第二十二條又ハ第二十四條ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ヲ免ル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十九條 商工大臣ハ別表甲號、乙號、丙號、又ハ丁號ニ掲タル者ニ對シ指定纖維製品ノ種類、數量、期間、方法其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ指定纖維製品ノ保有ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第三十條 商工大臣衣料品ノ需給ヲ調整スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ衣料品ノ販賣其ノ他賣渡ヲ業トスル者ニ對シ譲渡ノ時期、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ衣料品ノ讓

二七

二八

渡ヲ命ジ又ハ其ノ讓渡若ハ讓受ニ關シ衣料品ノ種類、數量、時期、方法、相手方、配給區域其ノ他ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトアルベシ

一 指定纖維製品ノ譲受先別種類別譲受數量及譲受ノ年月日  
二 指定纖維製品ノ譲渡先別種類別譲渡數量及譲渡ノ年月日  
三 每月末ニ於ケル指定纖維製品ノ種類別在庫數量

第三十一條 前二條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者物資統制令  
キハ衣料品ノ販賣其ノ他賣波ヲ業トスル者ニシテ別表甲號、  
乙號又ハ丙號ニ掲タル者以外ノモノニ對シ前項ノ命令ヲ爲ス  
コトヲ得

第十八條第一項ノ損失ノ補償ノ請求ヲ爲サントスルトキハ處分事項ノ實施終了後之ヲ請求スペシ但シ商工大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ割殺ヲ許ムニシテ請求ス

三十二條 別表甲號、乙號、丙號又ハ丁號ニ掲グ

三 每月末ニ於ケル衣料品ノ種類別在庫數量  
附 則

附  
則

二十五日迄ニ左ニ掲タル事項ヲ記載シタル報告書ヲ別表甲號乙號又ハ丙號ニ掲タル者ニ在リテハ商工大臣ニ、別表丁號ニ掲タル者ニ在リテハ地方長官ニ提出スベシ

一 前月中ニ於ケル指定纖維製品ノ種類別譲受數量

二 前月中ニ於ケル指定纖維製品ノ譲渡先別種類別譲渡數量

三 前月末ニ於ケル指定纖維製品ノ種類別在庫數量

四 別表丁號ニ掲タル者ニ在リテハ第二十五條ノ規定ニ依リ  
送付ヲ受ケタル書面ニ記載シタル事項ノ概要

第三十三條 別表甲號、乙號、丙號又ハ丁號ニ掲タル者ハ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル事項ニ付眞實ノ記載ヲ爲スベシ

織維製品配給統制規則第一條但書、第二條但書、第三條但書又ハ第四條但書ノ規定ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ爲シタル許可ハ本則第二條但書、第三條但書又ハ第四條但書ノ規定ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ爲シタル許可ト看做ス

本則ノ適用ニ付テハ本則第十一條但書第五號ノ場合ヲ除クノ外  
織維製品配給統制規則第六條ノ規定ニ依リ地方長官又ハ織維需  
給調整協議會ノ確行シタル割當票ハ本則第六條ノ規定ニ依リ發  
行シタル割當票ト看做ス

日本綿スフ織物製造株式會社	日本紡織品中央輸送販賣株式會社
日本内地莫大小統制株式會社	日本內地莫大小統制株式會社
全日本足袋共同販賣株式會社	全日本足袋共同販賣株式會社
日本夕才爾製造統制株式會社	日本夕才爾製造統制株式會社
日本人造織紗物工業組合聯合會	日本人造織紗物工業組合聯合會
日本縫絲製造配給統制株式會社	日本縫絲製造配給統制株式會社
日本毛織物工業組合聯合會	日本毛織物工業組合聯合會
日本一般帽子工業組合聯合會	日本一般帽子工業組合聯合會
日本蚊帳工業組合聯合會	日本蚊帳工業組合聯合會
日本毛織中央配給統制株式會社	日本毛織中央配給統制株式會社
日本蚊帳卸商業組合	日本蚊帳卸商業組合
北海道織維製品配給株式會社	北海道織維製品配給株式會社
青森縣織維製品配給株式會社	青森縣織維製品配給株式會社
岩手縣織維製品配給統制株式會社	岩手縣織維製品配給統制株式會社
宮城縣織維製品配給株式會社	宮城縣織維製品配給株式會社
秋田縣織維製品配給統制株式會社	秋田縣織維製品配給統制株式會社
和裝製品中央製造配給統制株式會社	和裝製品中央製造配給統制株式會社
式會社	式會社
日本綿スフ織物配給株式會社	日本綿スフ織物配給株式會社
丙 號	丙 號
日本綿スフ織物元賣商業組合	日本綿スフ織物元賣商業組合
日本蒲團工業組合	日本蒲團工業組合
日本紡人紗織物配給統制株式會社	日本紡人紗織物配給統制株式會社
既製服中央製造配給統制株式會社	既製服中央製造配給統制株式會社
和裝製品中央製造配給統制株式會社	和裝製品中央製造配給統制株式會社
式會社	式會社
日本綿スフ織物配給株式會社	日本綿スフ織物配給株式會社
丁 號	丁 號
長野縣織維製品配給株式會社	長野縣織維製品配給株式會社
新潟縣織維製品配給株式會社	新潟縣織維製品配給株式會社
富山縣織維製品配給株式會社	富山縣織維製品配給株式會社
石川縣織維製品配給株式會社	石川縣織維製品配給株式會社
福井縣織維製品配給株式會社	福井縣織維製品配給株式會社
岐阜縣織維製品配給株式會社	岐阜縣織維製品配給株式會社
靜岡縣織維製品配給株式會社	靜岡縣織維製品配給株式會社
愛知縣織維製品配給株式會社	愛知縣織維製品配給株式會社
三重縣織維製品配給株式會社	三重縣織維製品配給株式會社
滋賀縣織維製品配給統制株式會社	滋賀縣織維製品配給統制株式會社

會社

香川縣纖維製品配給統制株式

會社

京都府纖維製品配給株式會社

會社

大阪府纖維製品配給株式會社

會社

兵庫縣纖維製品配給株式會社

會社

奈良縣纖維製品配給株式會社

會社

和歌山縣纖維製品配給株式會社

會社

鳥取縣纖維製品配給統制株式

會社

島根縣纖維製品配給株式會社

會社

岡山縣纖維製品配給統制株式

會社

宮城縣纖維製品配給株式會社

會社

廣島縣纖維製品配給株式會社

會社

鹿兒島縣纖維製品配給株式會社

會社

山口縣纖維製品配給株式會社

會社

德島縣纖維製品配給株式會社

會社

沖繩縣纖維製品配給株式會社

會社

別記様式(切符ノ雑形ニ付省略)

商工省告示第

號

纖維製品配給消費統制規則第二條ノ規定ニ依リ纖維製品左ノ通

指定ス

昭和年月日

商工大臣名

ステーブルファイバ一織物

毛織物

人造絹織物

三〇

紗織物  
麻織物  
莫大小生地及莫大小製品

布帛製品  
手編毛織

綿織物  
反賣モノ(一反ノ長鯨尺三丈三  
尺超ニルモノヲ除ク)  
小幅織物(幅一八吋未満ノモノ)ニシテ  
尺賣ノモノ

纖維製品配給消費統制規則第十一條第一項ノ規定ニ依リ纖維製品及其ノ點數左ノ通指定ス

品目  
昭和年月日  
商工大臣名

單位數量  
點數

一 織物類

(一) 小幅織物(幅一八吋未満ノモノ)ニシテ反賣ノモノ(一反ノ長鯨尺三丈三  
尺超ニルモノヲ除ク)

小幅織物(幅一八吋未満ノモノ)ニシテ

尺賣ノモノ

鯨尺一尺

一 點

1 二幅物(幅一八吋以上三六吋未満ノモノ)一碼

2 三幅物(幅三六吋以上四七吋未満ノモノ)一碼

3 四幅物(幅四七吋以上ノモノ)一米

4 五幅物(幅五八吋以上六九吋未満ノモノ)一碼

5 六幅物(幅六九吋以上八八吋未満ノモノ)一碼

6 七幅物(幅八八吋以上一〇八吋未満ノモノ)一碼

7 八幅物(幅一〇八吋以上一三〇吋未満ノモノ)一碼

8 九幅物(幅一三〇吋以上一五八吋未満ノモノ)一碼

10 十幅物(幅一五八吋以上一八八吋未満ノモノ)一碼

11 十一幅物(幅一八八吋以上二一八吋未満ノモノ)一碼

12 十二幅物(幅二一八吋以上二四八吋未満ノモノ)一碼

13 十三幅物(幅二四八吋以上二七八吋未満ノモノ)一碼

14 十四幅物(幅二七八吋以上三〇八吋未満ノモノ)一碼

15 十五幅物(幅三〇八吋以上三三八吋未満ノモノ)一碼

16 十六幅物(幅三三八吋以上三六八吋未満ノモノ)一碼

17 十七幅物(幅三六八吋以上三九八吋未満ノモノ)一碼

18 十八幅物(幅三九八吋以上四二八吋未満ノモノ)一碼

19 十九幅物(幅四二八吋以上四五八吋未満ノモノ)一碼

20 二十幅物(幅四五八吋以上四八八吋未満ノモノ)一碼

21 二十一幅物(幅四八八吋以上五二八吋未満ノモノ)一碼

22 二十二幅物(幅五二八吋以上五五八吋未満ノモノ)一碼

23 二十三幅物(幅五五八吋以上五八八吋未満ノモノ)一碼

24 二十四幅物(幅五八八吋以上六一八吋未満ノモノ)一碼

25 二十五幅物(幅六一八吋以上六四八吋未満ノモノ)一碼

26 二十六幅物(幅六四八吋以上六七八吋未満ノモノ)一碼

27 二十七幅物(幅六七八吋以上七〇八吋未満ノモノ)一碼

28 二十八幅物(幅七〇八吋以上七三八吋未満ノモノ)一碼

29 二十九幅物(幅七三八吋以上七六八吋未満ノモノ)一碼

30 三十幅物(幅七六八吋以上七九八吋未満ノモノ)一碼

31 三十一幅物(幅七九八吋以上八二八吋未満ノモノ)一碼

32 三十二幅物(幅八二八吋以上八五八吋未満ノモノ)一碼

33 三十三幅物(幅八五八吋以上八八八吋未満ノモノ)一碼

34 三十四幅物(幅八八八吋以上九一八吋未満ノモノ)一碼

35 三十五幅物(幅九一八吋以上九四八吋未満ノモノ)一碼

36 三十六幅物(幅九四八吋以上九七八吋未満ノモノ)一碼

37 三十七幅物(幅九七八吋以上一〇〇八吋未満ノモノ)一碼

5 婦人服ノ仕立ニ使用シタルモノ

(イ) ワンピースノ仕立ニ使用シタルモノ一着分

一四點

16

(ロ) フービーストスノ仕立ニ使用シタルモノ一着分

一四點

17

上下揃ノ仕立ニ使用シタルモノ一着分

一〇點

18

上衣ノ仕立ニ使用シタルモノ一着分

一〇點

19

スカート又ハジヤンバースカートノ

一本

八點

前帶又ハ文化帶

三一

(八) 持	一枚	二四點
(九) 二重廻シ、インバネス又ハトンビ	一着	五〇點
(十) 角袖、モジリ又ハマント	一着	四〇點
(十一) 抱蒲團(ベビー・オクルミ及産着ヲ含ム)	一枚	六點
(十二) 甚平、傳知又ハ袖無(ジレー型及被布型ヲ含ム)	一枚	六點

## 三 洋服類

(一) 背廣、モニング、タキシード、燕尾服又ハフロツクコート	一枚	二四點
(一) 三揃	一枚	二四點
2 上衣	一枚	二四點
3 チヨツキ(綿チヨツキヲ除ク)	一枚	二四點
4 ズボン	一枚	二四點
(二) 跳繩服、折襟服又ハ登山服、スキーフ、乘馬服其ノ他	一枚	二四點
ノ運動服	一枚	二四點
1 上下揃	一枚	二四點
2 上衣	一枚	二四點
3 ズボン	一枚	二四點
(三) 國民服、團服、學生服又ハ訓練服	一枚	二四點
1 上下揃	一枚	二四點
2 上衣	一枚	二四點
3 ズボン	一枚	二四點

(四) 國民服中衣	一着	一〇點
(五) 外套	一着	一〇點
1 國民服外套、團服外套、學生用外套	一着	四〇點
2 其ノ他ノ外套	一着	五〇點
(六) レインコート(アノラックコートヲ含ム)	一着	三〇點
(七) 訓練用外被	一着	四〇點
(八) 婦人服	一着	五〇點
(九) レインコート(アノラックコートヲ含ム)	一着	三〇點
(イ) 上下揃	一着	二〇點
(ロ) 上衣(ボレロヲ含ム)	一着	二〇點
(ハ) スカート(ジャンバースカート及スカートパンツヲ含ム)	一着	二〇點
1 ワンピース	一着	二〇點
2 ツーピース	一着	二〇點
(イ) 上下揃	一着	二〇點
3 ブラウス	一着	二〇點
4 イヴニングドレス又ハ婚禮服	一着	二〇點
5 スワガーコート(ビーチコート、ハーフコート、ウェストコート及ケープヲ含ム)	一着	二〇點
(九) 學童服及子供服	一着	二〇點
1 學童服	一着	二〇點
(イ) 上下揃	一着	二〇點

## 五 作業被服類

(一) 勞働作業衣(防空服ヲ含ム)	一枚	二四點
1 上下揃	一枚	二四點
2 上衣	一枚	二四點

3 ズボン(胸當ズボンヲ含ム)又ハスカート	一枚	二四點
(センベイ型スカートヲ含ム)	一枚	二四點

(二) 繻服	一枚	二四點
(三) 印半纏、法被又ハ厚司	一枚	二四點
(四) 脱引	一枚	二四點
(五) 腹掛	一枚	二四點
(六) 手甲、脚絆又ハゲートル	一枚	二四點

(七) 事務服、衛生服、料理服、法衣、神官裝束又ハ其ノ他ノ外衣	一枚	二四點
(八) 制服	一枚	二四點
(九) 前掛又ハエプロン	一枚	二四點
(十) モンベイ	一枚	二四點

## 六 肌着身廻用品類

(一) 長袖シャツ(ワイシャツ及開襟シャツヲ含ム)	一枚	二四點
(二) 半袖シャツ又ハ袖無シャツ	一枚	二四點
(三) 長ズボン下、又ハ長バツチ	一枚	二四點
(四) 牛ズボン下、短バツチ又ハスデテコ	一枚	二四點

(一) 男子用	一枚	二四點
1 上衣(チヨコリ)	一枚	二四點
2 下衣(バツチ)	一枚	二四點
3 チヨキ	一枚	二四點
4 周衣(ツルマギ)	一枚	二四點

## (二) 婦人用

1 上衣(チヨコリ)	一枚	二四點
2 褐(チマ)	一枚	二四點

## 3 周衣(ツルマギ)

一枚	二四點
二八點	二八點

(五) スウェーダー、ジャケツジ、ヤムバー トーリツコートヲ含ム)編チヨウキ又ハジ ヤードーコート	一枚	二〇點	一組	一 點
(六) 猿股(パンツヲ含ム)又ハ褲	一枚	四點	一足	二 點
(七) ユンビネーション、シリップ(ペチコ ートヲ含ム)シミーズ又ハ女生着	一枚	八點	一足	二 點
(八) ズロース又ハブルマー	一枚	四點	一足	二 點
(九) 肌襦袢	一枚	八點	一足	二 點
(十) メリヤス製腰巻	一枚	二點	一足	二 點
(十一) 布帛製腰巻(裾除ヲ含ム)	一枚	八點	一足	二 點
(十二) 腹巻又ハ胴巻	一枚	六點	一足	二 點
(十三) 脇着又ハ羽織下	一枚	六點	一足	二 點
(十四) バジヤマ又ハバスロープ	一枚	二〇點	一枚	二 點
(十五) パジャマ及バスロープ以外ノ部屋着	一枚	一六點	一枚	二 點
(十六) 手袋	一枚	四〇點	一枚	二 點
(十七) 角巻	一枚	五點	一枚	二 點
(十八) 肩掛け又ハ首巻(ネックチーフ及スカーフ ヲ含ム)	一枚	一八點	一枚	二 點
(十九) 半襟	一枚	一五點	一枚	二 點
(二十) 帯揚、抱き帶、帯締、シゴキ又ハ腰紐	一本	一點	一枚	二 點
(二十一) ネクタイ	一本	一點	一枚	二 點
(二十二) カラー又ハ國民服襟	一本	一點	一枚	二 點
(二十三) カフス	一枚	二〇點	一枚	二 點
(二十四) 足袋(靴下足袋及足袋下ヲ含ム)又ハ足 袋カバー	一枚	二〇點	一枚	二 點
(二十五) 靴下又ハ靴下カバー	一枚	二〇點	一枚	二 點
(二十六) 學童用ソクレット	一枚	二〇點	一枚	二 點
(二十七) ハンカチーフ	一枚	二〇點	一枚	二 點
(二十八) 袖	一枚	二〇點	一枚	二 點
(二十九) 袖口	一枚	二〇點	一枚	二 點
(三十) 漢掛	一枚	二〇點	一枚	二 點
(三十一) 寒冷シラズ又ハ腹當	一枚	二〇點	一枚	二 點
七 運動用品類	一枚	二〇點	一枚	二 點
(一) 寝袋(シユラーフザック)	一枚	三六點	一枚	二 點
(二) 運動用シャツ	一枚	六點	一枚	二 點
(三) 運動用パンツ	一枚	六點	一枚	二 點
(四) 柔道着上衣又ハ剣道衣	一枚	六點	一枚	二 點
(五) 柔道着股又ハ剣道袴	一枚	六點	一枚	二 點
(六) 海水着	一枚	六點	一枚	二 點
(七) 水泳褲	一枚	六點	一枚	二 點
八 家庭用品類	一枚	二〇點	一枚	二 點
(一) 敷蒲團、敷清團側又ハ敷清團カバー 1長三尺五寸ヲ超ユルモノ	一枚	二四點	一枚	二 點
2長三尺三寸以下ノモノ	一枚	八點	一枚	二 點

(二) 掛蒲團又ハ掛蒲團側	一枚	三點
1 長三尺五寸ヲ超ニルモノ	一枚	一〇點
2 長三尺五寸以下ノモノ	一枚	十二點
(三) 夜着(搔卷)又ハ夜着側(搔卷側)	一枚	三六點
1 長三尺五寸ヲ超ニルモノ	一枚	五〇點
2 長三尺五寸以下ノモノ	一枚	一七點
(四) 膝蒲團又ハ膝蒲團側	一枚	一二點
(五) 座蒲團、肩蒲團又ハ座蒲團若ハ肩蒲團	一枚	六點
ノ側若ハカバー	一枚	五點
(六) 掛蒲團カバー又ハベッドカバー	一枚	五點
1 長三尺五寸ヲ超ニルモノ	一枚	一〇點
2 長三尺五寸以下ノモノ	一枚	四〇點
(七) 蒲團襟カバー	一枚	四點
(八) 二枚綿毛布	一枚	一八點
(九) 一枚物毛布又ハ膝掛毛布	一枚	一〇點
(十) 幼兒用毛布	一枚	一二點
(十一) 敷布	一枚	一〇點
(十二) 風呂敷	一枚	四點
(十三) 風呂敷	一枚	一二點
1 長及幅三六吋以下ノモノ	一枚	二四點
2 長及幅六〇吋以下ニシテ三六吋ヲ超ニルモノ	一枚	一二點
(十四) 洗用タオル又ハ手拭	一枚	三點
(十五) 湯上タオル	一枚	一〇點
(十六) 縫絲	一枚	二點
(十七) 手編絲	一枚	一〇點
九 一〇 小幅織物ニシテ鯨尺一尺未滿ノモノ、縫絲ニシテ一〇匁未滿ノモノ又ハ手編絲ニシテ一〇匁未滿ノモノノ點數ハ各鯨尺一尺ノモノ、一〇匁ノモノ又ハ一〇匁未滿ノモノノ點數ハ各一碼ノモノ又ハ一米ノモノノ點數ニ其ノ一碼未滿又ハ一米未滿ノ長ハ一碼又ハ一米ニ對スル割合ヲ乘ジテ計算シタル點數トス但シ一點ニ満タザル端數ハ一點ニ切上グルモノトス	一枚	一〇點
(十八) 左ニ掲タル衣料品ニシテ子供用又ハ幼兒用ノモノノ點數ハ前各號ニ定ムス點數ノ二分ノ一トス但シ一點ニ満タザル端數ハ一點ニ切上グルモノトス	一枚	一二點
(十九) 一ノ(四)ノ3ノ内兵見帶地	一枚	一二點
(二十) (一)乃至(三)、(五)及(八)ニ掲タルモノ(長襦袢及ネンネコヲ除ク)	一枚	一二點
(二十一) (六)ノ内被布	一枚	一二點

(四)二ノ(七)ノ3ノ内兵兒帶  
 (五)四ニ掲タルモノ  
 (六)六ノ(一)乃至(六)、(八)、(九)、(十一)乃至(十七)、  
 (廿四)及(廿五)ニ掲タルモノ  
 (七)六ノ(七)ノ内コンビネーション  
 (八)七ノ(二)、(三)及(六)ニ掲タルモノ

一三 第一號乃至第八號ニ掲タル衣料品が昭和十二年商工省令  
 第二號紡織物等表示ニ關スル件第一條乃至第二條ノ紡織物又  
 ハ紡製品ナル場合ニ於テハ當該衣料品ノ點數ハ前各號ニ定ム  
 點數ニ拘ラズ前各號ニ定ム點數ノ四分ノ一トス但シ一點  
 ニ滿タザル端數ハ一點ニ切上タルモノトス  
 繊維製品配給消費統制規則第十二條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス  
 昭和十七年一月二十日

商工大臣名

晒  
ネル  
靴下  
足袋  
浴用タオル  
手拭

## 二、衣料切符制に関する次官通牒

一 規則第二條本文に於て地方長官は左記に該當する者を製造及

小賣を業とする者として指定すること（指定は××組合組合員等の形式にて可）足袋、洋服、婦人子供服、作業服、布帛製品等の製造業者にして其の製造したる製品を總べて店頭に於て小賣を爲すもの

## 二 同第二條但書第五號の許可は左の場合に限ること

- (1) 内地産の棉花、羊毛、麻類及雜纖維のみを使用したる纖維物を他の物品の原料若は材料に使用し又は之を譲渡するとき
- (2) 試驗用纖維製品を他の物品の原料若は材料に使用し又は之を譲渡するとき
- (3) 編織物たる漁網用布を他の物品の原料若は材料に使用し又は之を譲渡するとき
- (4) 特に商工大臣より指示ありたる場合を除き産業組合又は同聯合會が其の共同設備に依り製造したる纖維製品を他の物品の原料若は材料に使用し又は之を所屬組合若は所屬組合員に譲渡するとき
- (5) 毛織物其の他毛製品關係工業用資材（ウツツフェルト、トップフェルト、グリーンプラツシユ、サイジングクロス、滌過布、針布用基布）を之を需要する工業者に販賣するとき及車輛、船舶及家具用特殊毛織物並に業務用毛織物（テレンブ、モケット、綴通及絨氈）等を官廳用或は民需用として販賣するとき

は突發的災害の生じたるが如き緊急事態の場合の外原則として許可せざること

三 同第三條但書及第四條但書の規定に依り地方長官が割當票を發行するは左の場合に限ること

トレー・シング・クロース、潛水服用布、タイプライターリボン用布、白玉用布、コンパクト用ホル等第三次製品に使用せらるるものをして之等の製造業者にして全國又は數府縣に亘る團體を組織せざるものに販賣するとき

四 同第六條の割當票の様式は從來採用のものを踏襲するも差支なきも右様式に依り改めて承認申請を爲すこと尙割當数量の限度は從來通り其の都度當省より指示すること

五 同第七條第一項本文に於て地方長官は左記の團體を指定すること日本百貨店組合（管内に百貨店の存する府縣のみ）

纖維製品關係小賣商業組合

纖維製品の取扱實績ある産業組合法に依る購買組合（實績の範圍内）工場鐵山等に於ける購買會にして之を利用するに非ざれば纖維製品の購入困難なるが如き事情にあるもの尙外費、行商等に付ては十人組等を組織せしめ其の代表者を所在の小賣商業組合に加入せしむる様取計らう外購買會にして指定期に洩れたるものも小賣商業組合に加入せしめ其の實績の限度に於て製品の配給を爲す様取計らうこと

六 同第七條第一項但書、第八條但書第九條第一項但書の許可

て適宜措置すること

六十四點以内(制限小切符を切取ること)

三八

十一 同第十七條の衣料切符交付標準は左記の通りに付右に依り市町村長に指示すること

(1) 婚約の整ひたる女子

一枚以内(一枚のみ制限小切符を附し他は切取ること)

(2) 姪姫中の女子

一枚以内(制限小切符ばネル晒のみを残し他は切取ること)

こと)

(3) 外國に居住する者にして内地を旅行するもの

三十點以内(制限小切符はタオル又は手拭一枚、足袋

又は靴下二足のみを残し他は切取ること)

(4) 火災、水害の罹災者

一枚以内に於て實情に依り交付のこと

(内一枚のみは制限小切符を附し他は切取ること)

(5) 涂難に罹りたる者

一枚以内(制限小切符は全部切取ること)

(6) 特別の事情ある者としては差當り左に該當する事情にある者のみとしその他は特別事情ありと認めらるる者を生じたる場合は豫め本省に打合せを爲すこと

(7) 大學東門學校等の卒業者にして新に就職したるものがある場合に於ては其の切符を全部切取ること

(8) 勤務上必要な衣料品の調達を爲すに與へられたる點數の範圍内にては賄ひ得ざる場合

特に衣料切符を交付する際には

(1) の場合は兩親、嫁入人、相手方等の婚約成立の證明書の場合は脅駕又は産婆の姪姫五ヶ月以上なる旨の證明書

(2) の場合は外國人には第十八條の規定に依る證明書、日本人は外國に居住せる旨を明示する何等かの資料

(3) の場合は罹災者なる旨の市町村、警察署等の證明書

(4) 及(5) の場合は卒業證明書及就職證明書

(6) の(7) の場合は身分を示す書類

を提出せしむること尙婚約の成立せる女子に衣料切符を交付したるときは衣料切符交付簿に其の旨を記入せしめ一度交付済の女子に對しては再度交付せざる様前居住地等に付調査を爲さしむる等適宜の措置を講ぜしむること

十二、同第十九條の交付に關し必要な事項は府縣令、告示等に依り定むることとし左の如き規定を爲すこと

(1) 衣料切符の交付手續

(2) 第十七條の衣料切付の交代標準

(3) 市町村に對し一定の帳簿を備へしめ衣料切符の交付及道

府縣よりの受入を記錄せしむべき規定(交付に付ては其の理由を明細に記入せしむること)

(4) 市町村の交付事務に付道府縣係官が常に検査監督する旨の規定

(5) 交付事務の適正迅速に行はれつつありや否やを監査し殊に残存切符の枚数と帳簿残に付現物に依り照合を怠らざること

(6) 其の他地方長官に於て必要と認めたる事項

十三、同第二十條の業務用衣料品購入票は地方長官自ら發行し已むを得ざる場合は成可く市町村長、織維需給調整協議會支部等を指定すること業務用衣料品購入票は差當り左の場合に發行すること

(1) 工場、鐵山、農山漁村の労働者に對し特別に勞働作業衣、手拭又は軍手を配給する場合

(2) 理容業者、旅館、ホテル、料理屋、病醫院等に對し手拭、タオル、刈布、浴衣、敷布、蒲團側等を配給する場合

(3) 劇團、撮影所等に對し衣裳を配給する場合

業務用衣料品購入票の發行先及數量の限度は從來通本省より指示すること

尙購入票の様式は適宜にて差支なきこと

十四、同第二十五條の規定に關聯し別表丁號に掲ぐるものに對

衣料切符制に關する質疑應答

定價 參 拾 錢

昭和十七年三月二日印刷

昭和十七年三月五日發行

東京市麹町區日比谷公園二號地

發行者兼 印刷人 船木重光

東京市京橋區西八丁堀三ノ七ノ四

印刷所 不二印刷社分社

東京市麹町區日比谷公園二號地

法人 同盟通信社

發行所



419

72

終

